

平成27年度 市民委員会資料③

【所管事務の調査（報告）】

市民ミュージアムへの指定管理者制度導入に向けたパブリックコメントの実施結果について

資料 1 川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料 2 川崎市市民ミュージアムへの指定管理者制度導入について

資料 3 パブリックコメント用手順資料

市民・子ども局

(平成28年1月29日)

川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更に関するパブリックコメント手続き の実施結果について

1 概要

川崎市市民ミュージアムは、昭和63年（1988年）に開館した、中原区の等々力緑地内にある博物館機能と美術館機能を併せ持つ複合文化施設です。これまで、市の直営により運営してきましたが、ミュージアムの持つ文化資源や設備について、民間事業者のノウハウを活かし、効果的な広報や有効活用を図り、魅力的な企画展示を行うことにより、施設の魅力を向上させ、より多くの市民利用に供するとともに、施設の設置目的である「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することで文化芸術の振興による創造的なまちづくり」を推進するため、指定管理者制度を導入します。

制度導入にあたり、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更について
意見の募集	平成27年11月8日（日）から 平成27年12月8日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 各区役所、支所の市政資料コーナー ・ 市民館、図書館 ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・ 市民・こども局 市民文化室 ・ 川崎市市民ミュージアム

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		4通（ 6件）
（内訳）	電子メール	2通（ 4件）
	郵送	1通（ 1件）
	ファクシミリ	1通（ 1件）
	持参	0通（ 0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントで寄せられた御意見には、「川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更」の趣旨に沿った意見や、今後の事業を推進するにあたって参考とさせていただいた意見などであったことから、今後の取組推進に活かしてまいります。

【御意見に対する対応区分】

A：御意見の趣旨を踏まえ、管理運営形態の変更に反映させたもの	0件
B：御意見が管理運営形態の変更の趣旨に沿ったもの	4件
C：今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの	0件
D：管理運営形態の変更に対する質問・要望であり、計画（案）の内容を説明するもの	2件
E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見等）	0件
	計6件

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 指定管理者への移行業務に関すること	0	3	0	2	0	5
(2) 導入効果に関すること	0	1	0	0	0	1
合計	0	4	0	2	0	6

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 指定管理者への移行業務に関すること（5件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	等々力緑地といえば川崎フロンターレの本拠地やフロンターレ展開催というイメージがあるので、管理形態が変わっても連携を密にしていこうを条件としてほしい。	管理運営形態の変更後も「地域の活性化を図る拠点施設として、情報を発信することで、文化・芸術を活かしたまちづくりに貢献する」という市民ミュージアムの役割は引き継ぐことから、川崎フロンターレを含め、地域の団体との連携については、今後も取り組んでまいります。	B
2	武蔵小杉駅のロータリーくらいしか普段目にする場所で市民ミュージアムの情報を見ないが、集客の努力をしてほしい。	市民ミュージアムの貴重な資料等をより多くの方々に見ていただくことが、市民の教育や、学術、文化の発展に繋がるものと考えていますので、指定管理者制度の導入にあたっては、「利用者サービスの向上」とともに、さらなる「市民ミュージアムの魅力発信」に努め、より多くの方々に来館いただける施設をめざしてまいります。	B
3	市民ミュージアムのような施設で、ショップやレストランが営業していないということはありません。ショップが閉鎖されており館内が暗く開館しているのかわかりにくい。	ショップについては、早期の再開に向けて取り組んでまいります。レストランなどの飲食提供事業につきましても、「利用者サービスの向上」及びさらなる「市民ミュージアムの魅力発信」につながるものであると考えていますので、事業者からの提案を踏まえて市民ミュージアムの魅力向上に繋げてまいります。	B
4	長年、市民ミュージアムで展覧会を開催しているが、非営利行事であり市民ミュージアムで開催している意義を踏まえ、今後も開催できるよう希望する。	展覧会の開催や施設の貸出については、指定管理者制度導入後は指定管理者が行うこととなります。 しかしながら、これまで進めてきた各種団体との連携等については、指定管理者に充分説明していくことなどにより、市民ミュージアムが、より一層川崎市の文化振興に貢献する施設となることをめざしてまいります。	D
5	児童を対象とした展覧会を市民ミュージアムで開催しているが、今後も同様の条件で使用させてもらいたい。		D

(2) 導入効果に関すること（1件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
6	何かの許可を受ける場合、すべて紙の書類を市役所に回さなくてはいけないので許可に時間がかかると聞いている。効率的な運営を望む。	指定管理者制度導入後も、貸出施設の利用許可や、資料の特別利用等については、基準に基づき指定管理者が決定できる事項となります。今回の管理運営形態の変更は、利用者サービスの向上等とともに、効率的・効果的な施設の運営を行うことをめざしてまいりますので、より一層効率的な館の運営を進めてまいります。	B

川崎市市民ミュージアムへの指定管理者制度導入について

1 川崎市市民ミュージアムの概要

【設置目的】

考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(1) 施設の概要

開設年月日	昭和 63 (1988) 年 11 月 1 日
所在地	川崎市中原区等々力 1 番 2 号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、一部コンクリート造
規模	地上 3 階、地下 1 階
敷地面積	25,358 m ²
延床面積	19,542.83 m ²

(2) 現在の管理運営体制

総務部門	市直営	市職員
施設管理部門		市職員(受付・警備、清掃等は民間事業者への業務委託)
企画広報部門		市職員
教育普及部門		市職員
学芸部門		(公財)川崎市生涯学習財団への業務委託

2 ミュージアム改革の経過

昭和 63 年 11 月開館……………開館翌年度には **30 万人** の来館者

平成 12 年度には **8 万 1 千人** に減少
16 年 2 月 包括外部監査から厳しい指摘

ミュージアム改革の実施

- ・生涯学習財団への管理運営委託の廃止と市直営化 (管理部門 H18～、企画広報・教育普及部門 H23～)
- ・民間館長の導入 (H18～H22)
- ・教育委員会から市長部局への移管 (H22～) 等

平成 23 年度
来館者数 20 万人
まで回復
以降 17～19 万人で
推移

市民に親しまれるミュージアムに向けた更なる改革の実施が必要

3 現在の運営体制における課題

(1) 集客を見込める企画広報の実施

集客・広報面での専門的人材の不在により、効果的な企画広報の実施に繋がらず、館の魅力的な収蔵物や研究成果が、集客に向けた事業展開に活かされていない。

(2) 利用者ニーズに応じた施設の管理運営

人員配置上、開館時間外の利用など、利用者ニーズを汲み取る対応について柔軟性に欠ける。

(3) 多様な施設・設備の活用

人員配置・予算配分の柔軟な対応や収益事業の展開ができないことから、効果的に企画展示室や映像ホール等の施設・設備を活用しきれていない。

(4) 学芸業務の継続性の確保

学芸業務を単年度契約により委託しており、長期的な視点にたった調査・研究の実施及び企画展の立案等の継続性を安定して担保することができない。

(5) 効率的な運営体制の確立

総務・企画広報・教育普及部門は市職員が担い、学芸部門は業務委託しているが、より一層効率的な運営体制を確立し、利用者サービスの向上や魅力的な企画の実施に繋げる必要がある。

4 指定管理者制度の導入

民間事業者の活力やノウハウを活かすことが、館の持つ設備や文化資源を、より多くの市民の利用に供することに繋がるものと考えられることから、**指定管理者制度を導入し、効率的かつ効果的な管理運営**を目指していくものとする。

また、導入にあたっては、より効率的な運営体制とするため、**総務・施設管理・企画広報・教育普及・学芸の各部門を一括して指定管理者制度の対象**とする。

- 導入手法：利用料金制
- 選定手法：公募により選定
- 指定期間：5 年間

5 指定管理者制度の導入により目指す効果

1 利用者サービスの向上

・指定管理者の創意工夫により、市民ミュージアムの持つ多様な施設を効果的に活用した、より来館者ニーズを汲み取った運営を行う。

2 市民ミュージアムの魅力発信

・企画の実施や教育普及事業、物販、館の広報等について、民間事業者のノウハウを活かした提案を受けることによる魅力的な事業展開を図る。

3 効率的・効果的な運営体制の構築

・総務・教育普及・広報・施設管理・学芸など館の全体の運営について指定管理者制度を導入することで、効率的かつ効果的な運営体制を構築し、利用者サービスの向上や館の魅力増進に繋げる。



川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更に対する 意見募集について

川崎市市民ミュージアムは、昭和63年（1988年）に開館した、中原区の等々力緑地内にある博物館機能と美術館機能を併せ持つ複合文化施設です。これまで、市の直営により運営してきましたが、ミュージアムの持つ文化資源や設備について、民間事業者のノウハウを活かし、効果的な広報や有効活用を図り、魅力的な企画展示を行うことにより、施設の魅力を向上させ、より多くの市民利用に供するとともに、施設の設置目的である「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することで文化芸術の振興による創造的なまちづくり」を推進するため、指定管理者制度を導入いたします。

指定管理者制度の導入にあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の御意見を募集します。

■意見の募集期間

平成27年11月8日（日）から平成27年12月8日（火）まで ※当日必着

■案の閲覧場所

川崎市市民ミュージアム、市民・こども局市民文化室
各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
市民館、図書館
※ ホームページでも内容を御覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「川崎市市民ミュージアム」に提出してください。

※ 意見を提出する様式は自由ですが、別添の「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-0052 川崎市中原区等々力1-2
川崎市市民ミュージアムあて
- (2) 持 参 川崎市中原区等々力1-2
- (3) F A X 044-754-4533
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 御意見に対する個別の回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページ上で公表します。電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

■お問い合わせ

川崎市市民ミュージアム 電話 044-754-4500

1 川崎市市民ミュージアムの概要

(1) 施設の設置目的

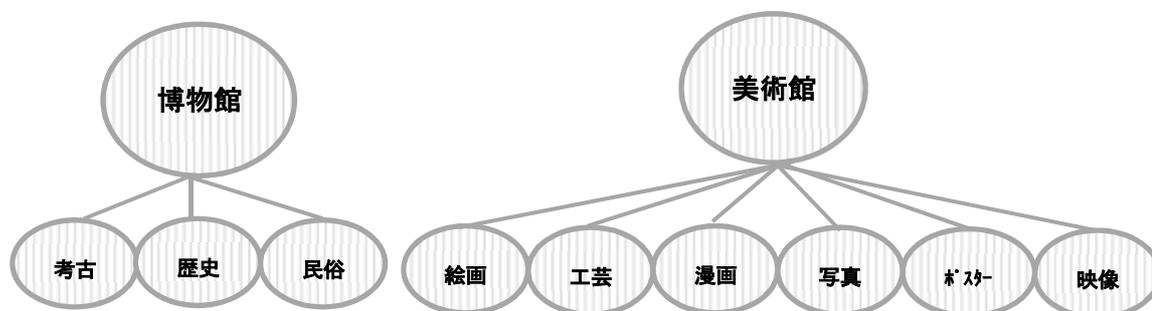
考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 施設の概要

開設年月日	昭和63（1988）年11月1日
所在地	川崎市中原区等々力1番2号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 一部コンクリート造
規模	地上3階、地下1階
敷地面積	25,358㎡
延床面積	19,542.83㎡

(3) 機能

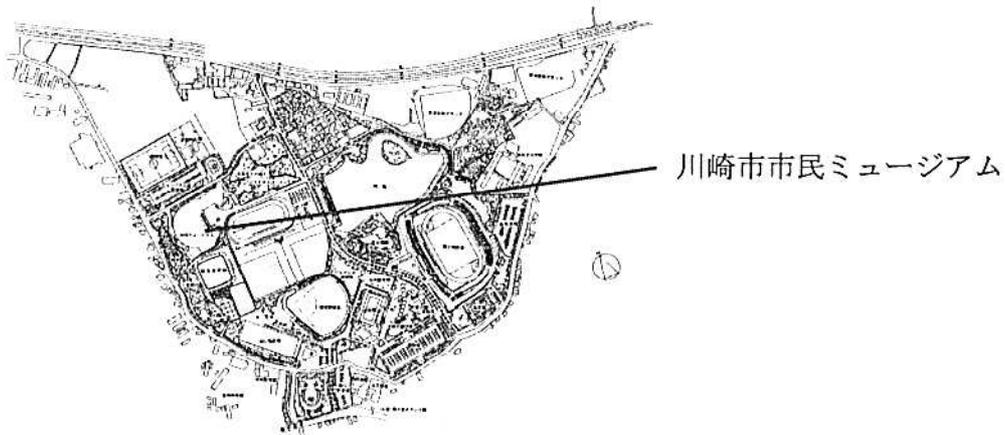
「都市と人間」を基本テーマに開館した博物館機能と美術館機能を併せ持つ複合文化施設



(4) 位置図



(5) 川崎市市民ミュージアム周辺図



(6) 主な施設と用途

施設名称	規模	現在の主な用途
企画展示室 1	5 9 7 m ²	・ 企画展の開催 ・ 貸館
企画展示室 2	5 9 0 m ²	・ 企画展の開催 ・ 貸館
常設展示室	1 4 9 1 m ²	・ 博物展示
アートギャラリー	1 0 6 0 m ²	・ 美術展示 ・ 貸館
逍遙展示空間	6 9 8 m ²	・ イベント開催 ・ 貸館
映像ホール	3 4 2 m ² (2 6 6 席)	・ 映画上映 ・ 貸館
ミニホール	5 7 m ² (4 0 名)	・ イベント開催 ・ 貸館
ミュージアムギャラリー (1・2)	1 4 7 m ² (8 2 m ² + 6 5 m ²)	・ 美術展示 ・ 貸館
研修室 1～3	・ 7 0 m ² (2 4 名) ・ 6 0 m ² (3 0 名) ・ 5 6 m ² (3 6 名)	・ ワークショップ ・ 貸館
収蔵庫	9 室 2 4 3 3 m ²	・ 収蔵物の保管
ラウンジ	1 6 5 m ² (6 2 名)	・ 飲食物の販売 ・ 来館者休憩所
ミュージアムショップ	2 4 6 m ²	・ 販売

2 指定管理者制度導入の考え方

(1) 導入理由

川崎市市民ミュージアムの持つ文化資源や設備について、民間事業者のノウハウを活かし、効果的な広報や有効活用を図り、魅力的な企画展示を行うことにより、施設の魅力を向上させ、より多くの市民利用に供するとともに、施設の設置目的である市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することで文化芸術の振興による創造的なまちづくりを推進するために指定管理者制度を導入いたします。

(2) 指定管理者への移行業務

ア 企画展の開催

提案事業とすることにより、民間のノウハウを活かした魅力的な展示の実施を図ります。

イ 教育普及事業

提案事業とすることにより、民間のノウハウを活かしたより多くの市民が興味を抱く教育普及事業の実施を図ります。

ウ 映画上映

企画展と連動した上映等のほか、映像ホールの活用方法については提案事業とすることにより、施設の有効活用を図ります。

エ 図書館事業

指定管理事業として継続実施といたしますが、館の蔵書などの閲覧・貸し出し等の手法について提案を受けることにより、市民サービスの向上を図ります。

オ 貸館

指定管理事業として継続実施といたしますが、展示室、映像ホールやギャラリー等について自主事業としての活用を可能とすることにより、効果的な施設の活用を図ります。

カ レストラン及びショップの運営

飲食提供事業については、自主事業とすることで従来 방식に捉われない提案によるサービスの向上を図ります。また、ショップの運営も含めて一体的に行うことによる相乗効果を図ります。

キ その他

逍遙展示空間やエントランス等、施設の空き時間や空きスペースを有効活用した提案事業、自主事業の実施により、市民サービスの向上を図ります。

(3) 指定管理者制度の導入方式

- ア 選定手法：公募
- イ 導入期間：5年間
- ウ 導入範囲：総務・教育普及・広報・施設管理・学芸の各部門一括導入

(4) 指定管理者移行後も本市が行う業務

- ア 収蔵品の購入
- イ 施設の整備・大規模修繕の工事設計・監督
- ウ 財産管理
- エ 制度改正・規定整備
- オ 指定管理者の指導、監督、評価

(5) 導入効果

ア 利用者サービスの向上

指定管理者の創意工夫により、市民ミュージアムの持つ多様な施設を効果的に活用した、より来館者ニーズを汲み取った様々な提案が期待できます。

イ 市民ミュージアムの魅力発信

企画の実施や教育普及事業、物販、館の広報等について、民間事業者のノウハウを活かした提案を受けることにより、更に魅力的な事業展開が期待できます。

ウ 効率的・効果的な運営体制の構築

総務・教育普及・広報・施設管理・学芸など館の全体の運営について指定管理者制度を導入することにより、効率的・効果的な運営体制の構築が期待され、利用者サービスの向上や魅力ある更なる発信に繋がることが期待できます。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成28年3月 川崎市市民ミュージアム条例の改正
- 平成28年4月 指定管理者の募集
- 平成28年9月 指定管理者の指定
- 平成29年4月 指定管理者による管理運営開始